

# 共済金をお支払いしない場合について

## 1. 共済金をお支払いしない場合（免責事由）

次の共済事由について、各欄に×印がある場合、共済金をお支払いしません（免責事由）。

共済金をお支払いしない場合	共済事由					
	死 重 度 障 が い	疾 病 入 院	疾 病 長 期 入 院	疾 病 手 入 術	災 害 長 期 入 院	災 害 長 期 手 術 特 約
1. 契約者、被共済者の故意による とき	×				×	
2. 上記1. のうち被共 済者の自殺または自殺 行為による重度障がい によるとき	2年以内 (*2)	×			—	
	2年超過 (*2)				—	
3. 被共済者の犯罪行為による とき	×				×	
4. 契約者または被共済者の重大 な過失、または重大な過失によ り生じた傷害によるとき					×	
5. 被共済者の法令に定める運転 資格を持たない運転中、または 酒気帯び運転中に生じた事故に よるとき					×	
6. 被共済者の薬物依存または薬 物依存により生じた病気・傷害 によるとき					×	(*3)
7. 頸部症候群（むちうち症）ま たは腰・背痛で他覚症状(*4)の ないものによるとき					×	
8. 被共済者の病気に起因して生 じた事故によるとき					×	

\*1 死亡共済金については、受取人の故意による場合もお支払いしません。死亡共済金受取人が複数である場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

- \* 2 新規契約の申込日からの経過年数となります（更新または更改時に共済金額を増額した場合は、増額部分は増額した契約の申込日からの経過年数となります）。
- \* 3 医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。
- \* 4 「他覚症状」とは、患者自身の自覚（疼痛等）に関わらず、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態でコープ共済連が認めたものとしします。
- \* 共済金をお支払いしない場合に該当した入院は、1回の入院とみなす退院後180日以内の再入院等についても、支払対象になりません（「入院に関する共済金の支払限度日数について」(P.31)参照）。

## 2. 免責事由以外で共済金をお支払いしない主な事例

「1. 共済金をお支払いしない場合（免責事由）」以外に次のような場合は、共済金をお支払いしません。

- ①各共済金の「お支払いする場合」(P.25～)に該当しない場合
  - ア. 申込日以前（申込日当日を含みます）に発生した不慮の事故によるケガの治療のための入院、手術をした場合（申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます）
  - イ. 病気やケガの治療を直接の目的としない手術（レーシック、インプラント、美容整形、診断・検査・予防のための手術等）を受けた場合
  - ウ. 手術支払割合表 **別表4** (P.89)に該当しない手術（創傷処理、抜歯等）を受けた場合
  - エ. 医師が退院しても差し支えないと認定した後の入院の場合
  - オ. 平常の生活または業務に支障がない程度に治癒した後の入院や、医師が入院しなくてもよいと認定した後の入院の場合（がん通院を含みます）
  - カ. 介護保険による入所をした場合
  - キ. がん等の治療を直接の目的としない入院・手術・通院等をした場合（がん特約の共済金に限ります）
- ②告知義務違反により契約が解除となった場合
  - \* 申込時に、契約者または被共済者が告知事項に事実と異なる